

資料

史料紹介

十五年戦争末期における大阪憲兵隊築港憲兵分隊長日誌（上）

北 博昭

- 一 解説
 - 1. はじめに
 - 2. 重松博治の略歴
 - 3. 収録史料について
- 二 史料

一 解説

1. はじめに

本稿には、重松博治元陸軍憲兵少佐ののこした初出の業務日誌を収める。一九四四年（昭和十九）九月八日から翌四五年三月二十七日にいたる断続的なものである。この時期、重松は憲兵少佐で大阪憲兵隊築港憲兵分隊の分隊長を務めている。以下、まずかれの略歴にふれ、つぎに収録した日誌について一言する。

掲載・復刻にあたっては適宜、句読点とルビを付し、字間をとり、そして改行し、整合のために表記順を変えた。日付はたとえば「8/9」といったふうに表わされているが、「九月八日」のように改めた。漢字の旧字体はできるだけ新字体を用い、プライバシーの保護を要しよう人名の一部は△とし、解読できなかった文字には□をあてた。また、現在では馴染まない表記もあるが、日誌の史料性を優先して手をくわえなかった。[]は補遺である。

2. 重松博治の略歴

重松は昭和戦前・戦中期の日本を憲兵という立場からみてきた。日中戦争の開始時は支那駐屯憲兵隊北平（北京）憲兵分隊付で火蓋を切ったばかりの支那駐屯歩兵旅団の憲兵長、対米英蘭開戦時は大阪憲兵隊の築港憲兵分隊長、一九四五年（昭和二十）夏の戦争のおわりは中部憲兵隊司令部（大阪）の特務課特別協力班長として。昭和激動期の、興味深い歴史の証人である。

しかし、なにか史上に留まるような事件にくわわったり、それを画策した人物ではない。この意味で、ごくふつうの軍人である。体系的・本格的な伝記類はない。

重松は〇五年（明治三十八）八月十三日、岡山県にうまれた。ここからは、大正末期の宇垣軍縮でしられる宇垣一成、三〇年代前半の対中国謀略の中心的役割をはたした土肥原賢二といった軍人が出ている。久米郡大井東村（現久米町）中北下の農家の長男で、姉ふたり、妹ひとりがいた。

地元の公正尋常小学校を終え、二〇年（大正九）三月に同高等小学校を卒業。近所の美作千代駅の雇いをしながら、文官普通試験に合格。判任官に登用され、同駅を離れる。

満二十歳のとき、徴兵検査をうけ、現役合格

となる。二六年一月十日、現役兵として第十師団（姫路）歩兵第十連隊（岡山）に入営。ここで、軍人を職業とすることにきめ、憲兵を志願する。

当時の憲兵科の兵は他科の兵から選抜・採用された。志願者はまず、連隊長のおこなう選抜試験に合格しなければならない。ついで師団長、憲兵司令官へと報告がゆき、志願者の所属師団と管轄を同じくする憲兵隊の隊長の試験をうける。これに合格した者が憲兵上等兵（憲兵科の初級兵）候補者となり、当の憲兵隊へ派遣されてほぼ四か月の教習をうける。それから、原隊へ復帰。そして、教習先の憲兵隊の、成績順による充員採用をまつ。教習終了の候補者がかならず採用されるとはかぎらなかつた。

重松は、二七年（昭和二）十二月一日、憲兵上等兵に採用された。教習をうけた姫路憲兵隊の岡山憲兵分隊に勤務する。三年後の三〇年十二月一日、憲兵伍長つまり初級の憲兵下士（三一年以降、下士官）となる。このころの下士の任用は、在職二年以上の憲兵上等兵のうちから所属憲兵隊長が選抜して憲兵司令官へ申告、というかたちをとっていた。

三二年五月十六日、憲兵軍曹に進級。同年九月二十九日には、陸軍大臣の管轄下にある憲兵の最高統轄機関・憲兵司令部へ転属する。警務部第二課の、外国人やその団体の動静・朝鮮問題・海外情報に関する事項をあつかう外事係に配された。

翌年三月二十三日、岡山県苫田郡大野村（現鏡野町）竹田の代書人藤田静の長女操子と結婚する。操子は前年に岡山県立津山高等女学校を卒業したばかりであった。

三五年四月一日に憲兵曹長にすすんだ重松は憲兵将校を志し、翌年、憲兵科少尉候補者選抜試験に合格。これは准士官・下士官から現役憲

兵将校を補充するための制度である。当時の憲兵科にあっては、満三十八歳以下の憲兵准尉と憲兵曹長が受験できた。

憲兵科の合格者は憲兵練習所（三七年以降、陸軍憲兵学校）の乙種学生となり、およそ十か月の教育をうける。そして、終了と同時に憲兵少尉に任官する。任官にさいしては、他の兵科や部の少尉候補者と異なり、約二か月間の士官勤務もなく、所属隊の将校銜衡会議の議を経る必要もなかつた。

重松は合格した三六年の三月一日に憲兵練習所へ入所し、終了日の十二月二十二日に憲兵少尉に任官。中国の北平（北京）市の支那駐屯憲兵隊北平憲兵分隊に配属された。

そして、およそ七か月後の三七年七月七日、同憲兵分隊の担当地域内で蘆溝橋事件が発生。重松は、事実関係の調査に従事する分隊長赤藤庄次憲兵少佐を補佐しながら、情報収集にあたる。六日目の十三日には、第一線の支那駐屯歩兵旅団（河辺兵团）司令部の配属憲兵長を拝命。同旅団支那駐屯歩兵第一連隊第三大隊に応急派遣中の同憲兵分隊村松清憲兵准尉以下四名に代わり、部下五名を率いて従軍する。戦闘作戦の支援や宣撫工作、軍紀の維持などにあたった。

やがて配属憲兵長の任を解かれ、九月一日に北平憲兵分隊外城憲兵分遣隊長に補される。三八年三月三十日、憲兵中尉にすすむ。八月一日、支那駐屯憲兵隊司令部の副官部に転補。四〇年十二月二日には台湾憲兵隊下の台南憲兵隊澎湖島憲兵分隊長となる。翌四一年の三月一日に、任・憲兵大尉。

同年七月二十八日、重松は大阪憲兵隊下において管轄地域内に大阪港をもつ築港憲兵分隊の長に就任。その約四か月後の十二月八日には、日本は英米蘭にたいして戦端を開き、第二次大戦に参入する。四四年八月一日、憲兵少佐に進級。

本稿で紹介する業務日誌がこの憲兵分隊期のものであることはのべた。三年七か月ほど、築港憲兵分隊長を務めている。

四五年三月十六日、大阪憲兵隊を継承する新設の中部憲兵隊司令部への転属命令をうける。この新設は、憲兵組織のおおはばな改編すなわち四月一日から発動する憲兵隊司令部体制の創設にともなうものだった。暗転する戦局を背景にした、本土決戦準備・戦備整々策の一環であった。

この改編で、樺太をふくむ内地・朝鮮・台湾の憲兵は平時編制から戦時編制に移行。憲兵司令部のもとで、新たに北部・東北・東部・東海・中部・中国・四国・西部・朝鮮・台湾の各憲兵隊司令部が設けられた。そして、従来の憲兵隊は原則的に、それぞれの隊司令部の隷下部隊たる地区憲兵隊となる。

しかし、大阪憲兵隊のような例外もあった。四一年の改正「憲兵令」により、大阪憲兵隊長はすでに、地方防衛に関して同じ中部軍(四五年二月以降、中部軍管区)管内の京都憲兵隊など他の憲兵隊長を区処(指図)していた。そのため、大阪憲兵隊は下級の地区憲兵隊へではなく、地区憲兵隊を隷下にもつ中部憲兵隊司令部に移行したと解される側面を多分にもつ。

中部憲兵隊司令部は、大津・福井・奈良・和歌山・神戸・京都・舞鶴の各地区憲兵隊を統率した。大阪地区憲兵隊は設けられず、大阪府にたいしては同隊司令部が地区憲兵隊としての職務をはたした。この職務部分を、大阪憲兵隊を狭義で後継する「大阪地区憲兵隊」とみなすこともできる。

地区憲兵隊はいくつかの憲兵分隊を擁した。しかし、大阪にあっては地区憲兵隊がないため、大手前・築港・梅田・西成・堺・高槻・布施・和泉の各憲兵分隊が中部憲兵隊司令部下に直接

おかれた。直轄憲兵分隊である。

中部憲兵隊司令部へ移ってほどなく、重松は特務課特別協力班長に補される。二十二名の部下とともに、生産、疎開、輸送などを推進助成する業務にしたがう。やがて迎える四五年八月十五日の敗戦後も、同司令部にあって、復員憲兵の職業補導や残務処理にあたった。

しかし、十一月一日に憲兵は解体・総復員となる。重松のような憲兵科の残置員は一般兵科に転科させられた。転科して兵科の少佐となったかれは、大阪の中部軍管区司令部に転属する。

十二月一日、陸軍省は第一復員省に変わり、翌四六年六月十五日には復員庁第一復員局へ縮小される。これにともない、重松のいる中部軍管区司令部も順に、中部復員監部、中部復員連絡局へと変遷する。

第一復員省、復員庁第一復員局の官制下において、かれは身分をやはり順に、第一復員官(文武官併有)、ついで第一復員事務官(文官)と変えながら、軍の残務処理に従事した。おもな仕事は、最初は軍需品などの調査、つぎには旧中部憲兵隊司令部下の戦争犯罪容疑者のための弁護人の選定、反証資料の収集といった裁判関係事務であった。

四六年八月十五日、重松は依願退官。実業界に転じ、大阪で贈答用品の卸商として成功する。八九年に引退し、妻の操子と帰郷。九七年(平成九)一月九日に満九十一歳の生涯を閉じた。

3. 収録史料について

日誌はB五判横野の洋ノート一冊にペンと鉛筆で書かれている。後日の記載と推断される重松の履歴箇所(二頁、「封鎖預金等支払許可申請書」記入要領箇所の一頁、人名箇所の一頁を除き、のこりの二八頁すべてを紹介する。表紙には、重松の手で「昭19、9、8 20、3、27」

「勤務録」「重松少佐」「築港憲兵分隊長」とペン書きされている。

日誌には解し難い部分がすくなくない。前後左右の関連のみか、当該のくんだり自体、意味の捉えにくい箇所がみられる。これは、叙述スタイルがメモ的であるうえに述部のないくんだりのおおい、重松独特の記述方法に起因する。

とはいえ、十五年戦争末期の追い詰められた日本と大阪、そして軍と大阪憲兵の諸相が日常的な目線からリアルにつづられる貴重な史料である。新事実もいくつかふくまれる。上級部隊の憲兵隊と異なり、第一線勤務を主にする憲兵分隊の日誌ならではのものである。

日誌の舞台となる築港憲兵分隊は、大阪港を重要な管轄区域として、「敵性謀略ノ警防」「軍事輸送ノ企図秘匿」「重要軍需物資ノ警戒」（四四年〔昭和十九〕十月二十三日と推測される条のつぎの日付不詳日条）などに従事していた。大阪港は軍事の大動脈基地である。外地から重油やゴムその他の軍需物資が搬入され（四四年九月十日条ほか）、戦地へ兵員、糧秣などが搬出された（十二月二十一日条ほか）。海軍は「重要商港」（四四年改正「商港警備府令」）として大阪警備府をおいていた。

以下、日誌中の目をひくいくつかの記事につき、概観しておく。記事はおもに、築港憲兵分隊管轄下の大阪港、港区、西区、大正区、此花区、福島区の社会的状況と、これらの管轄区域を背景とする憲兵隊の動静報告に大別される。

まず、社会的状況である。ながびく戦争による市民の倦労がうかがわれる。このことを、大阪憲兵隊長長友次男少将が「日本ハ必ス勝ツ」と放送した事実と、その「反響」を憲兵が気にしなければならなかった事実（四四年九月九日条）が物語る。

日本は逼迫していた。「金属類回収令」の施

行は四一年だったが、四四年十月十日にいたって白金回収目的の「白金製品等ノ譲渡ニ関スル統制ニ関スル件」が公布された。しかしこの公布は、じつはすでに着手されていた回収（九月二十九日条）の強制化策であったようだ。白金は航空機などの器械につかわれた。鉄鋼の回収も焦点のひとつであった（四五年三月八日条）。

「金属類回収令」などの影響で、市民生活には金属製品に代わる木製や陶製の品々が現われはじめた。代用品は軍においてもみられる。四五年にはブリキ張りの胴体、木製の翼をもつ特攻用飛行機「剣」や陶製の手榴弾が登場する。

しかしこれまでに、陶製魚雷がつくられたという情報（四四年十月八日条）はない。防衛庁防衛研究所にも史料はなく、事実だとすれば興味ぶかい。ただし、海軍大尉だった市来俊男元海将補（海上自衛隊）は強度不足などを理由に疑問を呈している（同氏書簡・北宛）。なお、この魚雷につき、代用品とみる解釈を否定するような「電磁探知器ヲ避クル陶製魚雷」（同上）という文言もみられる。

足りないのは金属だけではなかった。食料がなかった。米や、これに代わる雑穀、乾麺などの主食類、味噌や醤油ほかの調味料、青果や魚介や食肉といった副食物はすべて配給制になっていた。とくに肉の欠乏は深刻だった。「豚ノ飼育」が憲兵隊の「警備上、時務ニ先立ツル対策」となるほどの状態であった（四五年二月二十二日条）。「生鮮魚菜」に関連して、曾我鉄工所では賃金アップの騒動までおきている（四四年九月九日条）。

労働力も足りなかった。一般従業員の不足を学徒勤労隊、女子挺身隊などがおぎなった。俘虜、それに中国人や朝鮮人までも投入された（四四年十月四日条、四五年一月十日条ほか）。

労働力の不足はその対策を講じさせた。労働

者の確保策のみならず「逃避防止」を図る「空襲時港湾労働者確保手続手段」（四四年十一月八日条）が案出されている。「逃避防止」は懸案事項だったらしく、この文言は他にもみられる（十一月七日・十二月二十二日条）。

しかし、市民生活をもっとも暗転させたのは空襲であった。大阪は、四五年三月十三日から十四日未明にかけて約三時間、アメリカ軍のB29二九五機出撃（小山仁示訳『米軍資料 日本空襲の全容』東方出版、95年、42ページ）による最初の空襲にみまわれた。焼失家屋は一三万六千、死者四千をふくむ被災者は五十万といわれている（津田秀夫編『図説 大阪府の歴史』河出書房新社、90年、307ページ）。

この空襲に関する記述はくわしい（四五年三月十七日条）。そこには、築港憲兵分隊員の救助活動や日本人被災者の様子だけでなく、「鮮人罹災者」の言動についても「危険少キ」云々などとある。朝鮮人が憲兵の要注意観察対象であったことがわかる。

空襲対策は以前から練られていた。軍需品や工場の分散、消火、偽装、待避、救護などに関する全方位的な「懇談会」も開かれている（四四年十一月七日条）。軍衙の疎開も検討された（十二月二十一日条）。大阪空襲の前日、築港憲兵分隊は三月十日の東京大空襲から全一四項目の「戦訓」を導き出してもいる（四五年三月十二日条）。だが、空襲被害はどうにも防ぎようがなかったのである。

大阪への初空襲は四四年十二月十九日とされる（前掲『図説 大阪府の歴史』、年表24ページ）。四五年一月三日という説もある（平塚平緒編著『米軍が記録した日本空襲』草思社、95年、128ページ）。しかし、たとえば大本営陸軍部戦争指導班の業務日誌（軍事史学会編『機密戦争日誌 下』錦正社、98年）ほかをみても、

いずれかを判断する手掛かりはない。

ここでの日誌にも決め手はない。が、じつは初空襲はもっとはやく、四四年九月十九日だったと思わせる情報が載っている（同日条）。「在[大阪]港船舶ノ空襲被害大ナルカ如シ」と。その被害関係かと推測させる「復旧」の文言もみられる（九月二十九日条のつぎの日付不詳日条）。

大阪初空襲日に訂正をせまるような記事である。もっとも、なにか別の爆発事故だったかもしれない。当時、憲兵少尉で大阪憲兵隊布施憲兵分隊長だった北沢和明元憲兵中尉は「空襲によるものではないと思ふ」とのべている（同氏書簡・北宛）。さしあたって結論を出せるだけの材料はない。新聞その他に記録はなく、現場へ出動を命じた重松も、また、出勤者中、氏名の唯一判明している片家忠義憲兵准尉（九月十九日条）もすでに亡い。あるいは国民の戦意喪失につながるといったことから報道統制がなされ、もしくは軍上層部のなんらかの政治的判断で秘されてしまったケース中のひとつだったのだろうか。

それではつぎに、憲兵隊の動静についてふれる。

このころの軍は、装備や編制などの多方面にわたって欠くところがおおかった。通信手段としての鳩すなわち軍鳩の併用（四四年十月十二日条）も、徴用機帆船（十二月二十一日条ほか）の利用も、その表われである。

兵員も不十分だった。その補充のために、日本は四三年八月に朝鮮に徴兵制を施行し、翌年の四月から八月にかけて徴兵検査を実施している。このときに徴兵された者なのか、四名の「入隊」の記事がみられる（四四年九月十日条）。「成績非常ニ優秀」とあることから、あるいは徴兵制以前からの志願兵制による兵だったかも

しれない（内海愛子『朝鮮人〈皇軍〉兵士たちの戦争』岩波書店、91年ただし92年版、50ページ参照）。朝鮮人兵一二五名の移動の記事もみられる（十二月二十一日条）。

憲兵もまた不足していた。そこで、補助憲兵が築港憲兵分隊へも配置された（四四年十月二日条ほか）。配員は同分隊で指導や訓練をうけた（九月九日条ほか）。憲兵科以外の兵科の者で憲兵の勤務に服する者を補助憲兵という。憲兵兵力の補助目的で、必要におうじておかれた。〇五年（明治三十八）にはじまる制度である。

さきの朝鮮人兵との関連でいえば、補助憲兵に似たひびきをもつものに一九年（大正八）以降の憲兵補がある。これは朝鮮人または台湾人から採用され、前者は朝鮮、後者は台湾の憲兵隊に服務した。身分は下士・兵卒（三一年以降、兵）に準ずる軍属とされた。監督憲兵補以下四等憲兵補にいたる六階級があった。

戦局の悪化とともに、築港憲兵分隊が目配りしなければならぬ事項は多岐にわたってくる。「非常時留置人 [敵航空機] 落下者取調」（四四年〔昭和十九〕十月四日条）、「防空壕ノ整備」（十二月四日条）、「戦意士気状況」の調査（四五年一月十日条）等々。「既ニ打ツ手」（十二月二十二日条）もあれば、今後「打ツ手」（同上）もかんがえる必要があった。

「暴徒鎮圧訓練」も実施されたようだ（四四年十一月八日条）。また、「食料逼迫ニ伴フ略奪暴動化」や「半島人対内地人トノ斗争暴動」など九項目におよぶ不穏事態の発生を予想した「戒厳ノ一部 [行政戒厳施行想定]」「態勢」も検討されている（四五年一月二十五日条）。

従来しられていなかった想定外の九項目は、戦争末期の混沌たる日本の実態をよく反映するものともいえる。事態は、憲兵がそこまで踏み込まねばならない段階になっていたのである。ち

なみに、「憲兵令」上、憲兵の任務は軍事警察のほか、行政警察、司法警察とされる。

ただし、戒厳「態勢」の検討は、憲兵の独走ではない。すでに四四年九月、陸軍中央は戒厳を布くことを検討している（柴田紳一『昭和史の皇室と政治外交』原書房、95年、60ページ参照）。そして、ほどなく、現地部隊にたいして戒厳の研究を要請するにいたる。「日に激化するB29の本土爆撃等に依り国内治安上戒厳を必要とする事態を発生するやも計り得ざる状態に至れり。此に於て陸軍省、参謀本部に於ては極秘に研究を進むると共に各軍師団等に於ても現地に即応する具体的研究に着手する如く指導せり」（山崎正男『旧陸軍軍制史こう概 第二巻』陸上自衛隊幹部学校、61年、230ページ）。

憲兵は事件処理にも追われていた。たとえば藤永田造船所の不正売却事件（四四年九月九日条）、軍用重油窃盗事件（十月二日条）、海軍中尉の収賄事件（四五年一月十日条）である。うち、軍用重油窃盗事件は大事件だったらしく、築港憲兵分隊にたいして四四年十月十三日付で憲兵司令官から「賞詞」が授与されている。それによれば、「昭和十六年六月以降本年四月迄ノ間五十七回ニ亘リ軍輸送船又ハ貯油槽ヨリ軍用重油約五百四十一噸ヲ窃取シ約百萬円ノ不正利得ヲ為シアリシ主犯以下四十名ノ窃盗団」事件だったという。

諸種の警察業務に従事しながら、憲兵は資質向上への研鑽もおこなった。「停滞シタ悪ヲ芟除シタ気持ノ懲罰」ほかを反省点とした大阪憲兵隊憲兵分隊長会議（四四年十二月三十日条）、「機敏性 陣頭指揮」の必要性などを確認した憲兵曹長以上の会報（四五年一月二十五日条ほか）、「統率団結」や「軍秩維持」を旨とし「正シク強ク情アル憲兵」であれといった憲兵司令官訓示の伝達（三月二十七日条）は、その一例

である。

この訓示の伝達が記される同日条には、「[憲兵]司令部内部[四月一日以降]」の記事も載る。これは前述した憲兵隊司令部体制の創設にともなって、憲兵司令部内の改編される機構を記したものである。

満州事変以降の憲兵は、作戦軍司令官に隷属して参謀総長の指揮下にあるものと、陸軍大臣の管轄下で憲兵司令部の所管内にあるものにわかれる。軍令である「作戦要務令」で勤務を律せられる前者を軍令もしくは戦地憲兵、勅令の「憲兵令」の適用をうける後者を勅令あるいは軍政憲兵という。後者への最高司令権をもつ軍銜が、憲兵司令官を長とする憲兵司令部であった。

〔付記〕 歴史史料として日誌の紹介をこころよく御許可くださったばかりか聞き取りにもおうじていただいた重松元憲兵少佐の妻・操子氏、御許可にくわえて調査に温かい御配意をしめされた長男・宏明氏にたいし、深く感謝の意を表したい。また、日誌の解説に御助力賜った政策研究大学院大学伊藤隆教授、米子市の中宏・和子御夫妻に心からのお礼を申し上げたい。

二 史料

〔一九四四年〕

九月八日

第八五帝国議会ニ於ケル小磯〔国昭〕首相ノ施政方針演説要旨機教

青草利用 乾草節用(九、三 大阪師団経理部長〔〕)

田中、木金ニ案内状ヲ差出ス 赤藤、赤沢、隈田、大阪 上田、横前ニ通信

京都師団学徒三七八名 ジャバ〔インドネ

シア〕飛行学校ニ入校ノ為

九月九日

「日本ハ必ス勝ツ」放送聴取(七、〇〇 大阪憲兵隊長長友〔次男〕少将)放送ノ反響(特務者 派遣憲兵 其他 十時半迄) 久下、沖島ノ見舞(片家〔忠義憲兵〕准尉) 前田造船所等巡視防諜対策(目黒〔憲兵〕伍長、森本〔憲兵〕兵長、平島〔憲兵〕曹長)

補助憲兵ノ指導 土井〔憲兵〕准尉 取締、捜査、内偵

蓬莱丸船長下船方 ハルマヘラ〔島、モルッカ諸島〕ヨリ三年振ニ帰国 船長交代者アルモ

生鮮魚菜数ノ引揚ニ伴フ工員ノ賃銀値上要求 曾我鉄工所 一応諒解

藤永田造船所 購買 永△営業部長 浅△△監督 六月以後不正売却

大阪港ニ「ボーキサイト」輸入 12万吨+Xニ 荷捌対策 九月中数船団

港湾労働者ノ在郷軍人分会組織準備

九月十日

〔憲兵〕曹長以上ニ対スル服務指導(敵情、実行報告、内務〔〕)

民間船十一万五千吨 十五隻 二十隻ノ内五隻沈没

ボーキサイト七万七千吨 ゴム二千八百吨 米 アルミ 二万二千五百吨 コブラ五千百屯 鉛五百屯 牛皮其他千屯

畑隊 半島〔朝鮮〕出身兵四名入隊 九月七日 成績非常ニ優秀

帝国精機会社 五万 来七万 十一月十万

九月十四日

木津川海軍貯油所 重油二十四万吨 潤滑油二一五屯 揮発油二一五屯 石炭一万噸 二水会 軍人会館 一七、三〇

九月十五日

中国総領事来阪招宴 一七、〇〇 天華俱樂部

九月十六日

大手前〔憲兵〕分隊 国婦〔大日本国防婦人会〕会館跡ニ移転 開庁式 一八、〇〇
田中少尉ノ事件解決 田中三郎 木金秋三郎 岸本伝左衛門
衛戍会報 石川部隊ニ連絡ニ赴ク

九月十九日

保管馬検査概況書脱稿
一、曩ノ爆音及第三突堤憲兵ノ連絡ニ依レハ、在〔大阪〕港船舶ノ空襲被害大ナルカ如シ
二、当〔築港憲兵〕分隊ハ速ニ被害状況ヲ調査報告セントス
三、片家〔憲兵〕准尉以下十五名ハ直ニ被害現場ニ急行、警備任務ニ服スヘシ
四、現在〔?〕、憲兵ノ主ナル任務次ノ如シ
被害調査 陸海軍 海運局分
暗号機秘密書類ノ散逸防止 船長
被害極限 人命救助
五、細部ノ指示ハ車上ニ於テ片家〔憲兵〕准尉準備スヘシ
六、本職〔重松憲兵少佐〕ハ成ル可ク速ニ現場ニ急行、指揮ヲトル

〔日付不詳〕

軍事輸送 陸軍用船泰山丸 マニラ行出帆延期 部隊輸送 十八日 約三九一
四〇〇〇屯以上 激浪ノ為、スクリュ―一本破損
〔大阪陸軍〕兵器補給廠 八八式高射砲弾 一二〇梱 カーバイト一五〇貫

栈橋三ヶ

三八式実包一五〇梱
前送自動車三輛

〔大阪陸軍〕航空廠 栈橋二 二十二部隊 ヨリ五〇、二十九部隊ヨリ五〇 一〇〇名
ガラス破損

〔大阪陸軍〕造兵廠 備付機械 浸水 手入セハ使用可能 復旧五日

山城隊

井田隊 高射砲弾四〇〇
第二号兵舎半壊
骨折、軽傷六 発熱七

久保田 金属ナトリウム三六四噸

九月二十九日

警備会報ノ有無 確ム

城戸ノ実兄ニ対スル証明書

〔大阪陸軍〕糧秣支廠藤原ニ対スル件

会報資料 見舞金御礼

白金ハ表作成 説明資料 回収実績

病氣ノ際代理出席 九、〇〇 サイドカー (八、〇〇出発)

阿部〔憲兵〕軍曹ノ離任 功績調査

〔日付不詳〕

復旧状況 軍補給廠〔大阪陸軍兵器補給廠? または同航空補給廠?〕

白□ 地方倉庫

堤防

防疫

民間

憲兵ノ被害品回収

生ゴム二梱 〔大阪陸軍〕被服〔支〕廠

木材二十三本 〔大阪陸軍〕需品〔支〕廠

ドラム缶 [大阪陸軍] 航空廠 憲兵ニ自発的被害報告シタモノ 九件 内、軍二 其ノ他工場等 復旧ニ伴フ警察事故 [大阪陸軍] 糧秣支廠 市岡中学生等四名 酒、サイ イダー、白木綿、パラシュー ト持出 白金回収ノ実績 [大阪陸軍] 衛生材料 [支] 廠 軍属ノ六 〇六号白木綿、アルコール抜取事件 特別揚陸隊ノ件 一〇〇〇名 二週間ノ予 定ニテ来阪中 マニラ空襲ト船舶ノ被害 高雄 [台湾] ノ 船舶措置適切 参謀次長 [秦彦三郎中将] ヨリ賞詞 船舶ノ事前疎開 十月異同下馬評 ガソリ ン節約 殺虫剤	事務局ニ連絡ノ件 十月三日 無事故 写真ノ活用 [大阪憲兵隊] 本部 大阪府庁 [大阪陸 軍] 偕行社、今井 [大阪陸軍] 需品 [支] 廠 畳ノ申請 善行上申 ベニヤ板 軍服改装 ノ件 十月四日 ベニヤ板トワク 船 酒樽 白墨 カウス 釦 略服 工場被害報告 自隊兵 土井 [憲兵] 准尉 被害物件被害調査 情報蒐集 片家 [憲兵] 准尉 酒桶 バッテリー 地図板 川端 [憲兵] 准 尉 撃墜機 非常時検束予定者 久下 [憲兵曹 長] 補憲兵 [補助憲兵] ノ使用 非常時留置人 [敵航空機] 落下者取調 川端 山根 騒擾鎮圧計画 流言防止 平島 [憲兵曹長] 対俘虜 華工 [中国人勞務者] 支那人間 辻 通信断絶時ノ [大阪憲兵隊] 本部ニ対スル 報告要領 金崎 資料整備 空中ヨリ宣伝印刷物撒布時ノ処置 仲田 [憲兵] 曹長 要図板 十月五日 軍装検査及教練 白金回収ニ対シ 新聞発表 1、憲兵隊ヲ 經由供出 シタ者 2、来歴品ノ
--	---

国家供出
ニ感謝

十月七日

白金回収ニ関スル現状
俘虜中、フリーメーソン結社員発見ノ件
川越部隊ノ編成ニ関スル件
防空演習ニ関スル腹案ノ件
〔築港憲兵〕分隊ノ人事 川上〔憲兵〕軍曹 山本〔憲兵〕伍長 大の〔野〕
 Deng熱 内藤 □□ □
 内田 □崎 森本 藤原 酒井 児島

罹災憲兵ノ蒲団斡旋ニ関スル件
仙台〔憲兵〕隊岩沼〔憲兵〕分隊 阿部〔憲兵〕軍曹ノ件
善行状況 小嶋〔憲兵〕准尉へ

十月八日

台風予防
国民ノ戦意士気
警備会報 古鉄蹄鉄ヲ利用 乾草ヲ全部食前ニ与フ
大阪〔陸軍〕兵器補給廠神戸倉庫焼失 十月七日夜ノ台風
非常用救急担架 地下足袋 巻脚絆
外国向通信検閲要員 築港〔憲兵分隊〕二名 岸本〔憲兵軍曹〕 中西〔憲兵伍長〕
五郷方面へ旅行
白金保有禁止令 十月十五日
七日現在 十六貫大阪 五貫尼崎
石鹼一個ヲ配布ス
綿製襦袢 袴下 准士官以上
炭団三七〇個 燃料竈

台風 彦根付近及以東ニ被害アリ 列車不通
魚雷 六呎海面下ヲ通過 電磁探知器ヲ避クル陶器魚雷
靖国神社秋季臨時大祭ハ東京ニテ行ハス、各地方ニ於テ行フ
地方式典委員 十月二十二日
〔大阪市〕中央公会堂ニ於テ行フ 一一〇〇柱

〔十月〕十一日

〔憲兵司令部〕本部長〔四方諒二憲兵大佐〕一行、東京発（〔憲兵司令部第二課長〕野口〔正雄憲兵〕中佐、准士官一）

〔十月〕十二日

〔憲兵司令部〕本部長、来阪
報告書類中、部隊ト関係アルモノハ部隊ト連絡シタルヤ否ヲ明記スルコト
在阪ノ塾ヲ観察スルコト 動向ヲ常ニ洞察スル
政府ニ対スル民心ノ動向 最近、戦局ニ物足ラヌ感シアリ
翼壯〔翼賛壯年団〕 地方ノ翼壯ト中央翼壯分離 翼賛〔大政翼賛会〕ト翼壯トノ紛レ
書類ノ取扱 研究シテ 不変的ナラサル取扱ヒ方
補憲〔補助憲兵〕ヲシテ倦マシメサルヲ要ス 之カ為工夫スルコト
補憲演習日ヲ定メ□□
農村問題 大戦争ノ波力カ農村壮丁ニ及ホス影響ヲ打診
謄写技術 補憲宿舍
演習統裁官ニ報告 一三、〇〇 兵備態勢 将校以下
防衛総合訓練ノ情況 敵情 一五、三五

自隊 情報蒐集 重要被害物件ノ異
状 兵力部署 情報ノ整理
軍兵力部署 報告
在泊船舶数
平素ノ計画ニ就テ 被害調査目標
自隊防衛施設 対空看視 電鈴 蓄電
燈火 消火栓 非常用水
自隊炊事ノ開設 マイク自動車 無線
通信 神崎丸
神崎丸ノ説明
憲兵ノ船舶被害時ニ於ケル警備処置
被害調査報告 暗号書類ノ処置 被
害局限 人命救護協力
船舶被害報告
川越部隊 海軍武官 海運局 水上
警察署 憲兵
総合訓練所見
兵力ノ運用、早計ニ出スナ 予備兵力
ハ成ル可ク掌握シオクコト 班長ノ部
下掌握十分ナラス 中間幹部ノ指揮技
能任務ノ付与適確ナラス 人ノ能力ニ
応シ
情報ノ蒐集整理 内容ノ審査充分ナラ
ス 次テ兵力ヲ部署シ 要点ニ巡察ヲ
派遣ス 電話ノ来ナイ地域ニ対シ
要図ノ利用 書き方 利用ヲ計ル
報告文 簡明 確切ナラサルモノ 出
所ヲ明ニス
重要物件ニ対スル確適ナル報告 機ヲ
失セサルコト
電話ヲ受ケル能力少シ
対空防護ニ関シ燈火管制不充分 退避
夜間及霞空襲ヲ考慮シ
消火ハ元氣ヨクヤッタ 火元ニ対シ
救護資材可ナルモ使用法未タ
自隊防護施設 積極的創意 今後ノ保

存ニ考慮ヲ払フコト
本部 準備完了ノ報告ナシ 待避中ノ
命令通報処置 器具ノ配布 薬品ノ効
果知ラサルモノアリ
築港〔憲兵分隊〕ニ対スル所見
八百長 隊員ノ名札活用 裏ニ朱書
寝藁ヲ処置シ置クコト 室内ノ消火用
水充分ナラス
港湾内ノ船舶被害 船舶位置表 可
調査報告要領 可
射撃ハ必墜ヲ前提トスルモ、敵愾心ト
必勝ノ信念ヲ以テスル已ムニ已マレヌ
射撃ハ止メス
対空看視哨ハ執銃ノ必要ナシ
本部長ノ所見
下士官以下ニ対スル任務ノ付与充分ナラ
ス
被害調査者カ必要ナル書類ヲ揃フヘシ
指揮運用ヲ容易ナラシムル如ク部屋配置
部屋内消火訓練必要
消火ハ水、菰、砂ヲ併用スヘシ 留置人
多数ノ処置 自動車ノ疎開 非常用自転
車ノ整備
築港〔憲兵分隊〕
名札ノ活用 事故欄 指揮班長ノ人員報
告浸水防止ノ処置研究
生産ト治安関係 弾ノ箇數ハ何モ参考ナ
ラス 生産影響及治安ニ関スル資料カ特
ニ必要 空襲下、馬ノ使用ハ適当ナラス
官舎ハ庁舎ノ延長 寝藁ハ絶好ノ焚キ付
ケ
〔大阪憲兵〕隊長ノ所見
好イ所ハ述ヘナイ 改善所見ノミ
一、指揮班ノ編成
二、情報ノ整理ニ要スル研究 総合力ア
ル人ヲ用フ

補佐官 女房役

口頭報告ノ要領 音声ハ明確ナルヲ
要ス 平素ヨリ躰 冗長ニナッテ間
ニ合ハヌ

三、待避ノ時機 逃順序 過早ニナルナ
夜ト昼ハ異ナル

四、消火 ポンプ 要図 計画 消火中、
事務ヲトル者アルハ不可 喧燥ニ亘
ルナ

五、救護班ノ問題 負傷者ノ收容室不潔
病院ニツレテユクコト 人ノ配備

六、人員ノ救護ハ繃帶スルニアラスシテ
人ヲ救フ 経過ヲ看ル 救護中、患
者ヲ其ノ俛ニシ待避スルハ不可

七、兵力使用 一、二名ノ憲兵 覚悟ト
實際

八、鳩ノ使用時間 馬使用 夜間ノ早歩

九、検閲所 場所 尋問スヘキ眼目（不
逞、俘虜）

対象ニ差異アリ 緩嚴宜敷ヲ制ス
兵力ノ編成

十、港湾警察ノ服装 巻脚絆ト地下足袋

・鳩通信 和カ山一時間半

奈良三十分

堺二十分 一羽ハ翌日

築港二十分

神戸二時間 翌日一羽着

- ・ [憲兵] 分隊長ノ作戰室ニ入ル時機
- ・ 対空看視哨立哨ノ時機 警戒警報間、
夜間ノ立哨
- ・ 現在ノ小銃ニハ負帯革ナシ

築港 [憲兵分隊]

- ・ 幹部負傷ノ場合ハ自隊ノミニ於テ指
揮官代行
- ・ 治安情勢判断 火災時ノ消防機能
- ・ 海上方面ヘノ避難 消防署ヘノ電話
- ・ 指揮班ノ防護
- ・ ローソク 蓄電池ノ充電ハ電源断絶
- ・ サイドカー
- ・ 対空看視哨ノ教育

鉄帽ノ標示 [鉄帽の図掲載、略]

壕内ニ施備（工作機具備付） 円匙

看視哨報告要領

[憲兵] 曹長以上ノ指揮技能ノ向上、
率先垂範 [憲兵] 分隊長補佐 書類
検査